ガイドライン6.5③関係

「方法１によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器を記載した書類」

国土交通大臣　殿

●●株式会社

下記に掲げる計量器は、方法１によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器として使用します。

記

（１）自社で保有する計量器

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 数量 | 特定計量器の該非 | ひょう量 | 目量 | 所在の場所 | 所有又は借入 |
| トラックスケール | 1 | 該当 | 50,000kg | 10kg | 〇〇県〇〇市〇〇　○○番地○○ | 所有（〇〇工場） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（２）外部委託先

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 所在地 |
| □□株式会社□□センター | □□県□□市□□　□□番地□□ |
|  |  |

上記以外の外部委託先を使用する場合は、計量法に基づく計量証明事業者または登録確定事業者に委託する。

以上